

田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の定住人口の増加を図るため、住宅を建設することを目的に市有地又は民間優良宅地（以下「市有地等」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において交付する田川市移住定住住まい助成事業奨励金（以下「奨励金」という。）について、田川市補助金交付規則（平成9年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として7年以上にわたって居住する意思のある者が、本市の住民基本台帳に登録することをいう。
- (2) 住宅 居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を備えた建物をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上に限る。
- (3) 市内業者 本市の住民基本台帳に記載され、かつ、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。ただし、本市の競争入札参加有資格者名簿若しくは小規模修繕契約希望者登録名簿に登録された者又は国土交通大臣若しくは福岡県知事が発行する建設業許可証を有する個人事業主若しくは法人に限る。
- (4) 市有地 本市が所有する土地のうち奨励金の対象として市長が指定するものをいう。
- (5) 民間優良宅地 民間事業者が所有し、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条の規定に基づく開発許可申請を行い、同法第36条第3項の規定により公告された3,000平方メートル以上の造成地で本市に登録されたもの
 - イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地認定申請を行い、福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則（昭和49年福岡県規則第33号）第8条第2項の規定による優良宅地証明書の交付を受けた1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の造成地で本市に登録されたもの

(奨励金等)

第3条 奨励金の種類は次のとおりとする。

- (1) 市有地等購入奨励金
- (2) 市内業者利用奨励金

2 前項各号に掲げる奨励金の交付の対象となる者の資格要件及び奨励金の額は、別表のとおりとする。

(民間優良宅地登録)

第4条 民間優良宅地の登録を受けようとする所有者は、民間優良宅地登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(民間優良宅地登録の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容等の審査を行い、適当と認めるときは、民間優良宅地に登録し、民間優良宅地登録完了(却下)通知書(様式第2号)により当該登録を受けた所有者(以下「登録者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、前項の規定による登録を行わないものとし、民間優良宅地登録完了(却下)通知書(様式第2号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者であるとき。

- (2) 法令等の規定に違反するものであるとき。

(民間優良宅地登録の変更又は抹消の届出)

第6条 登録者は、前条第1項の規定による登録の内容に変更があったときは民間優良宅地登録事項変更届出書(様式第3号)により、当該登録の抹消を受けようとするときは民間優良宅地登録抹消届出書(様式第4号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(民間優良宅地登録の抹消)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による登録について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、民間優良宅地登録抹消通知書(様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から民間優良宅地登録抹消届出書が提出されたとき。

(2) 宅地の所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 内容を偽って申請したことが判明したとき。

(4) 法令等の規定に違反するものであるとき。

(奨励金の交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする個人又は法人（以下「申請者」という。）は、田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付申請書（様式第6号）に、同申請書に定める書類等を添付し、市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、次に掲げる期間内に行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 市有地等購入奨励金 市有地等購入後、当該市有地等の所有権移転登記を完了した日から30日以内

(2) 市内業者利用奨励金 前号の土地に住宅を建設し、当該住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日から30日以内

(奨励金の交付決定及び奨励金額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査して奨励金の交付又は不交付を決定し、交付する場合にあってはその金額を確定し、田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付・不交付決定通知書兼奨励金額確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求等)

第10条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた奨励金の種類に応じて、次に掲げる様式により、交付決定日から30日以内に市長に奨励金の請求を行うものとする。

(1) 市有地等購入奨励金 田川市移住定住住まい助成事業奨励金(市有地等購入奨励金)請求書（様式第8号）

(2) 市内業者利用奨励金 田川市移住定住住まい助成事業奨励金(市内業者利用奨励金)請求書（様式第9号）

(奨励金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する奨励金の請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項に規定する資格要件を欠いたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 市有地等購入奨励金に係る交付決定者が、市有地等を購入した日から起算して7年以内に当該土地に住宅を建設しなかったとき。
- (4) 市有地等購入奨励金に係る交付決定者が、市有地等を購入した日から起算して7年以内に当該土地を譲渡したとき。
- (5) 市有地等購入奨励金に係る交付決定者及び世帯員全員が、市有地等を購入した日から起算して7年以内に市外に生活の本拠地を移したとき。
- (6) 市内業者利用奨励金に係る交付決定者が、市有地等を購入した日から起算して7年以内に奨励金の対象となる住宅を取り壊したとき。
- (7) その他市長が奨励金の交付の取消しに該当すると認めたとき。

2 交付決定者は、奨励金の交付資格を喪失したときは、速やかに田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付資格喪失届（様式第10号。以下「喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

（証明書の提出）

第13条 民間優良宅地購入者は、市有地等を購入した日から起算して7年以内に、当該住宅の所有権保存登記を完了し、当該住宅の全部事項証明書を提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第14条 市長は、第12条第1項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したとき又は同条第2項の喪失届が提出されたときは、田川市移住定住住まい助成事業奨励金返還命令書（様式第11号。以下「返還命令書」という。）により、通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の返還命令書の通知を受けたときは、受領した奨励金を返還しなければならない。

3 市長は、奨励金の対象となる市有地を田川市宅地分譲要綱（平成元年告示第12号）第15条第1項の規定により買戻す場合は、返還すべき譲渡代金のうちから交付決定者が受領した奨励金に相当する額を差し引いて交付決定者に支払うことができる。

（委任）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にした改正前の田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱の規定による奨励金の交付申請は、改正後の田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱の規定に基づいたものとみなす。

(この告示の失効)

- 3 この告示は令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者については第10条から第14条までの規定は、同日までに奨励金の交付を受けた者については第12条から第14条までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市有地等購入奨励金	
資格要件	<p>住宅を建設することを目的として市有地等を購入した個人又は社員寮など従業員等を居住させるための住宅を建設することを目的として市有地等を購入した法人で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 平成29年10月1日以降に市有地等を購入し、令和8年3月31日までに所有権移転登記が完了していること。</p> <p>(2) 市税及び本市に関する使用料等の滞納がないこと。ただし、市外からの転入者の場合は、転入前の市区町村において税及び使用料等の滞納がないこと。</p> <p>(3) 本市に定住することを宣誓すること。ただし、法人の場合を除く。</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族若しくは役員等が、暴力団員でないこと。</p> <p>(5) 過去に当該奨励金の交付を受けていないこと。</p>
奨励金額	<p>購入代金に100分の10を乗じて得た額（千円未満切捨て）</p> <p>ただし、50万円を上限とする。</p>
市内業者利用奨励金	
資格要件	<p>市有地等購入奨励金の交付決定者のうち、市内業者により住宅を建設した者又は市内業者が建設した住宅を購入した者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 令和8年3月31日までに当該住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了していること。</p> <p>(2) 過去に当該奨励金の交付を受けていないこと。</p>
奨励金額	50万円

田 川 市 長 殿

（所有者等） 住 所

氏 名

民間優良宅地登録申請書

田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて優良宅地の登録を申請します。

記

1 登録事項

民間優良宅地の種類 (該当するものにレを入れる)	<input type="checkbox"/> ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条の規定に基づく開発許可申請を行い、同法第36条第3項の規定により公告された3,000㎡以上の造成地	
	<input type="checkbox"/> イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地認定申請を行い、福岡県優良宅地及び優良住宅認定事務処理規則（昭和49年福岡県規則第33号）第8条第2項の規定による優良宅地証明書の交付を受けた1,000㎡以上3,000㎡未満の造成地	
宅地所有者	名 称	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
宅地販売業者 (不動産業者等)	名 称	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
宅地の概要	宅地の名称	
	宅地の所在地	田川市
	宅地の総区画数	区画
	宅地面積	㎡（最少）～ ㎡（最大）
	工事完了公告年月日 (優良宅地認定年月日)	
	分譲開始年月日	

※の欄は記入しないこと。

民間優良宅地の種類 (申請するものにレを入れる)	添付書類	※市 確認欄
□表面のアに該当するもの	開発行為に関する工事の検査済証の写し	
	全部事項証明書の写し	
	地積測量図の写し	
	位置図	
	完成平面図(総区画数、区画割、区画面積等がわかるもの)	
	宅地価格表(各区画の価格がわかるもの)	
	その他市長が認める必要と認める書類	
□表面のイに該当するもの	優良宅地証明書の写し	
	全部事項証明書の写し	
	地積測量図の写し	
	位置図	
	完成平面図(総区画数、区画割、区画面積等がわかるもの)	
	宅地価格表(各区画の価格がわかるもの)	
	その他市長が認める必要と認める書類	
その他市長が必要と認める書類 ()		

様式第2号（第5条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

民間優良宅地登録完了（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった民間優良宅地への登録については、次のとおり（登録・却下）したので田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱第5条（第1項・第2項）の規定により通知します。

登 録 番 号	第 号
登 録 日	年 月 日
登 録 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
却 下 の 理 由	

[注意事項]

- 1 登録内容に変更が生じたとき又は登録を抹消するときは、速やかに民間優良宅地登録事項変更届出書又は民間優良宅地登録抹消届出書を提出してください。
- 2 民間優良宅地への登録期間は、登録日から令和8年3月31日までです。
- 3 民間優良宅地に関する交渉及び売買の契約については、市は一切これに関与しません。
- 4 市は、この申請により登録された情報を民間優良宅地登録の目的以外に利用しません。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

（登録者） 住 所

氏 名

民間優良宅地登録事項変更届出書

民間優良宅地の登録内容について、次のとおり変更があったので、田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号	
変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿

（登録者） 住 所

氏 名

民間優良宅地登録抹消届出書

次のとおり民間優良宅地の登録の抹消を受けたいので、田川市移住定住住まい助成事業
奨励金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
抹 消 理 由	

様式第5号（第7条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

民間優良宅地登録抹消通知書

次のとおり、あなたの民間優良宅地の登録を抹消したので、田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

登 録 番 号	第 号
抹 消 日	年 月 日
抹 消 理 由	

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人の名称及び代表者名

田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付申請書

田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱第 3 条第 1 項に規定する奨励金の交付を受けたいので、同要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、奨励金の交付に関し、市長が申請者及び世帯員の税等関係情報の記録について調査することに同意します。

記

1 申請事項

申請の別 (該当するものにレを入れる)	<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> 法人	
奨励金の種類 (申請するものにレを入れる)		
<input type="checkbox"/> 市有地等購入奨励金	土地の所在地	田川市
	土地の取得額	円
	入居可能人数 (個室の数)	(法人の場合のみ記入)
<input type="checkbox"/> 市内業者利用奨励金	住宅面積 m^2	住宅以外の部分 の面積 (店舗等) m^2

2 添付書類一覧表

※の欄は記入しないこと。

奨励金の種類 (申請するものに レを入れる)	添付書類		※市 確認欄	
<input type="checkbox"/> 市有地等購入奨励金	共通	土地の売買契約書の写し及び領収書の写し		
		土地の登記事項証明書		
	個人	世帯全員の住民票の写し		
		世帯全員の市税等の滞納がない証明書		
		別紙1 (宣誓書)		
	法人	商業登記簿謄本又は定款の写し		
		市税等の滞納がない証明書		
		別紙2 (居住予定者名簿)		
		居住予定者が申請者(法人)に雇用されていることを示す書類(雇用保険の写し)		
	<input type="checkbox"/> 市内業者利用奨励金	共通	土地の売買契約書の写し及び領収書の写し	
土地の登記事項証明書				
住宅の登記事項証明書				
市内業者を利用して住宅を建設したことを示す書類 又は、市内業者が建設した住宅を購入したことを示す書類(契約書の写し及び領収書の写し)				
住宅の写真(全景)				
個人		世帯全員の住民票の写し		
		世帯全員の市税等の滞納がない証明書		
		別紙1 (宣誓書)		
法人		商業登記簿謄本又は定款の写し		
		市税等の滞納がない証明書		
		別紙2 (居住予定者名簿)		
		居住予定者が申請者(法人)に雇用されていることを示す書類(雇用保険の写し)		
その他市長が必要と認める書類 ()				

田 第 号
年 月 日

申請者 住所

氏名 殿

田 川 市 長

田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付・不交付決定通知書兼奨励金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨励金交付申請について、下記のとおり決定しましたので、田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により通知します。

記

1 審査結果及び奨励金の確定額

奨励金の種類	審査結果	奨励金額	請求期限
市有地等購入奨励金	交付・不交付	金 円	年 月 日
市内業者利用奨励金	交付・不交付	金 円	年 月 日

2 不交付となった奨励金がある場合、その理由

3 交付となった奨励金がある場合、その交付条件

- (1) 交付となった奨励金は記載の請求期限までに請求を行うこと。
- (2) 要綱第12条第1項の規定に該当した場合は、同条第2項の規定により、速やかに田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付資格喪失届（様式第10号）を提出すること。
- (3) 要綱第14条の規定に基づく田川市移住定住住まい助成事業奨励金返還命令書の通知を受けたときは、直ちに受領した奨励金を返還すること。

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者 住所

氏名

印

田川市移住定住住まい助成事業奨励金（市有地等購入奨励金）請求書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱に基づく奨励金（市有地等購入奨励金）について、同要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求内容 金 円

2 振込先（申請者本人名義の口座に限る。）

金融機関名 (該当するものに ○を付けること。)	銀行 金庫 農協	本店 支店
口座種類	普通・当座 (どちらかに○を付けること。)	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者 住所

氏名

印

田川市移住定住住まい助成事業奨励金（市内業者利用奨励金）請求書

年 月 日付け 第 号 で決定を受けた田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱に基づく奨励金（市内業者利用奨励金）について、同要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求内容 金 500,000円
- 2 振込先（申請者本人名義の口座に限る。）

金融機関名 (該当するものに ○を付けること。)	銀行 金庫 農協	本店 支店
口座種類	普通・当座 (どちらかに○を付けること。)	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

田 川 市 長 殿

申請者 住所

氏名

田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付資格喪失届

年 月 日付け 第 号 で決定を受けた田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく奨励金について、下記のとおり資格を喪失したので、要綱第12条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資格喪失となる奨励金（該当するものにレを入れる。）

- 市有地等購入奨励金
- 市内業者利用奨励金

2 資格喪失理由（該当するものにレを入れる。）

- 要綱第3条第2項に規定する資格要件を欠いたため
- 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたため
- 奨励金の対象となる市有地等を購入した日から起算して7年以内に当該土地に住宅を建設しなかったため
- 奨励金の対象となる市有地等を購入した日から起算して7年以内に譲渡したため
- 奨励金の対象となる市有地等を購入した日から起算して7年以内に市外に生活の本拠地を移したため
- 奨励金の対象となる住宅を、市有地等を購入した日から起算して7年以内に取り壊したため
- その他（具体的に： _____)

様式第11号（第14条関係）

田 第 号
年 月 日

様

田 川 市 長

田川市移住定住住まい助成事業奨励金返還命令書

年 月 日付け 第 号 で決定した田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく奨励金について、要綱第12条第1項の規定により奨励金の交付決定を取り消しましたので、下記のとおり返還してください。

記

- 1 交付決定を取り消した奨励金 市有地等購入奨励金 ・ 市内業者利用奨励金
- 2 返還金額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 取消理由
 - 要綱第3条第2項に規定する資格要件を欠いたため
 - 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたため
 - 奨励金の対象となる市有地等を購入した日から起算して7年以内に当該土地に住宅を建設しなかったため
 - 奨励金の対象となる市有地等を購入した日から起算して7年以内に譲渡したため
 - 奨励金の対象となる市有地等を購入した日から起算して7年以内に市外に生活の本拠地を移したため
 - 奨励金の対象となる住宅を、市有地等を購入した日から起算して7年以内に取り壊したため
 - その他（ ）

宣 誓 書

私は、田川市移住定住住まい助成事業奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定による奨励金交付申請を行うに当たり、田川市に住所を定め、定住することを宣誓します。

なお、要綱第 1 2 条第 1 項の規定に該当した場合は、同条第 2 項に定めるとおり速やかに奨励金交付資格喪失届を提出し、すでに交付を受けた奨励金について、直ちに返還することを誓約します。

また、私及び世帯員について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないことを宣誓します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

別紙 2

居住予定者名簿

従業員等の氏名	現住所	生年月日	採用年月日
		S・H 年 月 日	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日.	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日.	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日	S・H 年 月 日
		S・H 年 月 日	S・H 年 月 日

備考

- 1 建設する住宅に居住させる予定の従業員等の氏名、生年月日及び採用年月日を全員記入してください。ただし、採用予定の者は含めないでください。
- 2 居住予定者が申請者（法人）に雇用されていることを示す書類（雇用保険の写し等）を全員分添付してください。